

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和7年2月21日(2025.2.21)

【公開番号】特開2023-141598(P2023-141598A)
 【公開日】令和5年10月5日(2023.10.5)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-188
 【出願番号】特願2022-48001(P2022-48001)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和7年2月13日(2025.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を実行し、有利状態に制御可能な遊技機であって、

可動体と、

可動体制御手段と、を備え、

通常状態と、該通常状態よりも有利な特別状態と、があり、

所定表示領域に前記有利状態に関する所定表示を表示可能であり、

特別表示領域に前記特別状態中に態様が変化可能な特別表示を表示可能であり、

30

前記所定表示領域における前記有利状態に関する所定表示は、前記特別状態中に態様が変化せず、

前記可動体制御手段は、電源投入がされた場合、前記可動体が正常に動作することを確認するための動作により該可動体を動作させる確認動作制御を行うことが可能であり、

前記確認動作制御は、前記特別表示領域に対して、前記所定表示領域よりも前記可動体が重畳しないように該可動体を動作させる制御であり、

前記有利状態に制御されることを示唆する所定演出を実行可能であり、

前記所定演出は、第1所定演出と、第2所定演出と、を含み、

前記第1所定演出は、第1割れ前兆画像を表示する第1所定パートと、該第1割れ前兆画像に対応した破片画像を複数表示する第2所定パートと、を含む演出であり、

40

前記第2所定演出は、第2割れ前兆画像を表示する第3所定パートと、該第2割れ前兆画像に対応した破片画像を複数表示する第4所定パートと、を含む演出であり、

前記第1所定演出と前記第2所定演出とで、実行期間は重複せず、

前記第1所定パートと前記第3所定パートとで、実行期間の長さが異なり、

前記第2所定パートにおける破片画像と前記第4所定パートにおける破片画像とは、少なくとも所定方向と特定方向との複数方向に向かって移動する態様で表示され、

前記特定方向に向かって移動表示する破片画像の方が、前記所定方向に向かって移動表示する破片画像よりも表示手段の表示領域において非表示となるまでに要する期間が長く、

前記第4所定パートにおいて前記特定方向に向かって移動表示する破片画像の方が、前記第2所定パートにおいて前記特定方向に移動表示する破片画像よりも表示手段の表示領域

50

において非表示となるまでに要する期間が長い、
ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1に記載の遊技機は、

可変表示を実行し、有利状態に制御可能な遊技機であって、

10

可動体と、

可動体制御手段と、を備え、

通常状態と、該通常状態よりも有利な特別状態と、があり、

所定表示領域に前記有利状態に関する所定表示を表示可能であり、

特別表示領域に前記特別状態中に態様が変化可能な特別表示を表示可能であり、

前記所定表示領域における前記有利状態に関する所定表示は、前記特別状態中に態様が変化せず、

前記可動体制御手段は、電源投入がされた場合、前記可動体が正常に動作することを確認するための動作により該可動体を動作させる確認動作制御を行うことが可能であり、

前記確認動作制御は、前記特別表示領域に対して、前記所定表示領域よりも前記可動体が重畳しないように該可動体を動作させる制御であり、

20

前記有利状態に制御されることを示唆する所定演出を実行可能であり、

前記所定演出は、第1所定演出と、第2所定演出と、を含み、

前記第1所定演出は、第1割れ前兆画像を表示する第1所定パートと、該第1割れ前兆画像に対応した破片画像を複数表示する第2所定パートと、を含む演出であり、

前記第2所定演出は、第2割れ前兆画像を表示する第3所定パートと、該第2割れ前兆画像に対応した破片画像を複数表示する第4所定パートと、を含む演出であり、

前記第1所定演出と前記第2所定演出とで、実行期間は重複せず、

前記第1所定パートと前記第3所定パートとで、実行期間の長さが異なり、

前記第2所定パートにおける破片画像と前記第4所定パートにおける破片画像とは、少なくとも所定方向と特定方向との複数方向に向かって移動する態様で表示され、

30

前記特定方向に向かって移動表示する破片画像の方が、前記所定方向に向かって移動表示する破片画像よりも表示手段の表示領域において非表示となるまでに要する期間が長く、

前記第4所定パートにおいて前記特定方向に向かって移動表示する破片画像の方が、前記第2所定パートにおいて前記特定方向に移動表示する破片画像よりも表示手段の表示領域において非表示となるまでに要する期間が長い、

ことを特徴としている。

40

50